令和元年9月定例会 文教委員会の概要

日時 令和元年10月 7日(月) 開会 午前10時

閉会 午後0時18分

場所 第8委員会室 出席委員 松澤正委員長

藤井健志副委員長

逢澤圭一郎委員、新井豪委員、岡地優委員、諸井真英委員、

岡村ゆり子委員、井上航委員、高木真理委員、安藤友貴委員、秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 小松弥生教育長、小島康雄副教育長、

佐藤裕之教育総務部長、渡邉亮県立学校部長、関口睦市町村支援部長、

古垣玲教育総務部副部長、日吉亨県立学校部副部長、

芋川修県立学校部副部長、石井宏明市町村支援部副部長、

依田英樹市町村支援部副部長、金子功県立学校部参事兼市町村支援部参事、

岡部年男総務課長、加藤健次教育政策課長、島村克己財務課長、

橋本強教職員課長、塩崎豊福利課長、青木孝夫県立学校人事課長、

豊田清明県立学校人事課学校評価幹兼管理主幹、石川薫高校教育指導課長、

浪江治魅力ある高校づくり課長、中沢政人生徒指導課長、

伊藤治也保健体育課長、竹井彰彦特別支援教育課長、

下野戸陽子市町村支援部参事兼小中学校人事課長、

八田聡史義務教育指導課長、栗原正則教職員採用課長

横松伸二生涯学習推進課長、案浦久仁子文化資源課長、

阿部仁人権教育課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結	果
第88号	才産の取得について(プロジェクター及びスクリーン)		原案可決	

2 請願

なし

所管事務調査

- 1 川口市におけるいじめ問題について
- 2 香害を受ける児童生徒への対応等について

報告事項

1 令和元年度埼玉県学力・学習状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果について

【付託議案に対する質疑】

逢澤委員

- 1 プロジェクターの導入により、どのような教育的効果が期待できるのか。
- 2 具体的にどのような授業が可能になるのか。
- 3 整備した機器の活用を促進していくためにどのような取組を行っていくのか。

高校教育指導課長

- 1 画像や動画などを効果的に提示することができるので、例えば、教科書だけでイメージしにくい内容なども大変分かりやすくなり、生徒の興味・関心を高めることにつながる。また、これまで教員が板書していた内容を投影することによって、板書の時間が削減できる。その分、生徒が自ら考える時間やグループで共有する時間を取れるので、生徒が主体的に学ぶ時間を確保することができる。また、プロジェクターを活用した生徒によるプレゼンテーションも可能となるので、自分たちの考えや主張を効果的に表現する力を育成することにもつながる。さらに、教員にとっては、プロジェクターを常設することによって、移動式と比べて準備に要する時間が短くなるので、その分、生徒と向き合う時間の確保にもつながる。
- 2 例えば、英語の授業では、英文を黒板に投影することで、授業中の板書時間を減らす ことができ、その時間を会話の練習や発音の練習などに使うことが可能となる。また、 理科や社会などでは、具体的なイメージが湧かないような内容について、動画を実際に 黒板に投影することによって、視覚的な理解を促すことにつながっている。その他、生 徒がグループで作成したプレゼンテーションの資料などを直接黒板に投影することで、 クラス全員が、投影した資料を見ながら協議することも可能となる。
- 3 昨年度35校に整備をしたが、指導主事がその35校を訪問し、活用状況の調査を行った。各学校での活用事例をまとめるとともに、好事例を各学校に周知することで、活用を促進していく。併せて、総合教育センター等で実施している年次研修等の各種研修を通して、プロジェクターなどのICT機器を活用した実践的な指導ができるよう、教員の指導力の向上に取り組んでいく。

逢澤委員

最終的には様々な教科でプロジェクターを活用していくということだと思う。今、英語、 理科、社会という教科の例が出たが、他の教科での現在の活用状況はどうか。

高校教育指導課長

昨年度の35校に対して、活用状況の具体的な調査を行った。教員が一週間に実施する 授業の中で、どれくらいプロジェクターを活用したかという調査を行ったところ、全体で 約24%の活用状況であることが分かった。その中でも、例えば英語などは50%と、か なり高い活用率である。一方で、教室での授業が少ない実技を伴う教科では、活用状況が 10%を切るなど活用率が低い状況である。それぞれの教科によって、特徴があるので、 その特色に合わせた活用方法を周知するとともに、研究を行っていく。

岡地委員

教員のICT機器の活用能力について、平成30年度の行政報告書には、平成26年度で76.3%、29年度で80.4%というような数字が載っている。100%の教員ができるのかなと思ったら、そうでもない。できない教員も何%かいるという状況であるが、そのことについてどのように考えているのか。

高校教育指導課長

平成29年度の文部科学省調査であるが、授業中にICTを活用して指導する力については、「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員が80.4%であった。教員のICT活用能力は、ある程度向上してきていると考えているが、まだまだ日常的にICTを活用する状況には至ってないと捉えている。引き続き、研修や、好事例の周知などを通して、教員の活用能力の向上に努めていく。

岡地委員

全員ができるのが理想であるので、これからの奮起をお願いしたい。(意見)

安藤委員

- 1 新学習指導要領において、今後のグローバル社会に向けて、表現力や発想力を培う部分をしっかり強めていくことがある。先ほど、プロジェクターを使うことによって、有効な時間を、そのグループ内の会話などに使えると答弁があったが、そうした発想力や表現力を培う部分については、プロジェクターをどれだけ有効に使えるのか。
- 2 既に使われている事例を説明いただいたが、良い点だけではなく、今後の課題点は何 か寄せられているのか。

高校教育指導課長

- 1 学習指導要領に求められている思考力、判断力、表現力であるが、例えば、生徒が様々な資料を調べて、それを分析、判断、活用しながら考えをまとめていく、そしてそれをプロジェクターを使って発表する、そのような過程が、表現力、判断力等の育成につながっていくと考える。
- 2 昨年度設置した35校にヒアリングを行ったところ、黒板に映像を投影する際に、画像によっては光で見えにくくなってしまうといった課題がある。ただ、常設することで、可動式のものよりも、授業での活用はずいぶん楽になったという話は聞いている。

安藤委員

プロジェクターがなくても、発想力や表現力に関わる授業等は行われていたわけであり、 自分たちで何か物事を考えるという力を今後つけていく方向性に今はなっている。 プロジェクターを使うことによって、使わなかった授業と使う授業とで、時間短縮以外にも、もっと活用する方法はないのか。今後考えている授業などはあるのか。

高校教育指導課長

既に取り組んでいる学校も数校あるが、各グループでの話合いの結果を瞬時に投影することが可能になるので、生徒の議論が深まることにつながる。また、今後取り組んでいきたい事例については、本県では、協調学習に取り組んで今年10年目になるが、協調学習の取組は、かなりICTと親和性があると考えており、ICTを活用した協調学習の充実

にも努めていく。

秋山委員

教員が色々な授業を展開するのにこうしたツールがあることは、これから若い教員も増えるので良いと思う。ただ、利用率を上げるというよりは、現場で柔軟にやりたい教員は大いに使ってという形で良いと思っている。

- 1 今回対象となる設置校が50校ということだが、そもそも対象となる学校は何校あるのか。
- 2 どういう設置基準があるのか。各学校、例えば何台と決められているとか、こういう 教室に付けるといったことなどを教えて欲しい。
- 3 現在、設置されていない学校の今後の設置予定はどうか。

高校教育指導課長

- 1 対象校が県立高校と県立中学校合わせて140校ある。そのうち、昨年度35校に整備をし、今年度はより早く整備を希望する50校を対象に整備をする。
- 2 国の方針では、全ての普通教室に整備をすることが望ましいとなっている。予算のことがあるので、あくまで予定ではあるが、3年計画で全ての普通教室に整備したいと考えている。
- 3 来年度、残り55校の整備を行いたいと考えている。

秋山委員

プロジェクターの数とスクリーンの数に大分差があるが、この点はどのように考えたらよいか。

高校教育指導課長

基本的にプロジェクターは黒板に投影できるものである。ただ、映像の状況によっては、 スクリーンに投影した方が、鮮明に画像が見える場合もあるため、各学年に1台、そして 予備として1台、各学校4台ずつ整備をしたいと考えている。

新井委員

- 1 超単焦点プロジェクターは、天井設置型でも普通の価格でだいたい1台あたり10万円くらい、ハイスペックのものでも15万円ぐらいだと思う。2億290万円で1,016台、1台約20万円ということだが、設置費用を含めても少し高いと思う。これは、保守点検費用が含まれているのか、保守点検費用が含まれているなら何年契約か。
- 2 一般競争入札ということだが、何者応札があったのか。

高校教育指導課長

- 1 今回プロジェクター 1 台の本体価格が 1 0 万 6 , 7 0 0 円である。保守は含まれておらず、 1 年間の保証がついている。
- 2 2者の応札があった。

新井委員

1台あたり10万円だと金額が合わないが、本体価格のみの値段ということなのか。

高校教育指導課長

取り付け費用などを含めたプロジェクターの価格は、1台当たり19万9,104円となっている。

新井委員

つまり、本体価格と設置費用だけで、1台当たり約20万円という解釈でよいか。

高校教育指導課長

そのとおりである。

新井委員

1,016台は結構な数である。富士電機ITソリューションという東京の会社は、保守点検やリースなどを行っている会社であるが、地元の活性化も考慮すると、エリアに分割して、それぞれの地元の電気屋に頼んでもよかったのではないかと思うが、そうしたことは検討しなかったのか。

なお、1,016台全て同じ機種だと思うが、後で機種の名前を教えて欲しい。

高校教育指導課長

3,000万円を超える契約であり、WTO案件になるので、応札業者の要件を設定できなかった。

諸井委員

- 1 耐用年数はどのくらいなのか。
- 2 更新の計画はどうなっているのか。

高校教育指導課長

- 1 プロジェクターの耐用年数は、一般的に5年程度と言われている。最近は性能も向上しているので、5年以上利用できると考えている。
- 2 更新については、各学校の状況に応じて、対応を検討していく。

諸井委員

他のICT関係でタブレットの配布などを行う自治体もあるが、そのときに問題なのが、 2、3年経つと陳腐化し、性能が劣ってくるということである。プロジェクターに関して はそういうことはないという考えでよいか。

高校教育指導課長

最近のものは、かなり性能が良くなっている。昨年設置した各学校の状況からも、耐用 年数以上活用できるものと認識している。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問 (川口市におけるいじめ問題について)】

諸井委員

- 1 川口市立中学校の元男子生徒がいじめで不登校になった事案について、学校や市教育委員会の対応が不適切であったと損害賠償を求める裁判も行われている。新聞報道によると、「いじめ防止対策推進法」が法律として著しく整合性を欠き、教育現場としては受け入れがたい欠陥があると川口市教育委員会が主張をしている。法律に基づき職務を執行すべきである教育公務員が、法律が間違っていると主張しているが、県も同じ立場なのか。
- 2 「いじめ防止対策推進法」が制定されたことにより、いじめの定義に変更があったと 理解しているが、県としてはどのように捉えているか。
- 3 市は欠陥があると主張しているが、県としてはどのように受け止めているか。
- 4 新聞報道によると、複数回指導・助言を行ったとあるが、本事案について、県教育委員会は具体的にどのような指導・助言を行ってきたのか。また、指導・助言に応じなかった場合、県と市の関係はどのようなものなのか伺いたい。

生徒指導課長

- 1 川口市が「いじめ防止対策推進法」について欠陥があると主張したが、県教育委員会としては、「いじめ防止対策推進法」については、国会において審議・制定されたものと理解しており、本法律に則り適正に事業を遂行することが責務であると考えている。
- 2 法律における「いじめ」については、「いじめ防止対策推進法」において定義がなされている。その中で、行為を行った者も行為の対象となった者も児童生徒であり、双方の間に同じ学校、学級、部活動など一定の人間関係が存在している中で、一方に対して心理的又は物理的な影響を与える行為を行い、その行為自体で一方が心身の苦痛を感じているものとされている。
- 3 県教育委員会は、まず、川口市が「いじめ防止対策推進法」について欠陥があると主張しているとの報道を受け、直ちに川口市へ問い合わせを行った。その結果、「川口市は、いじめ防止対策推進法を否定していない。法を尊重し遵守すべきものと認識している」との回答を得ている。訴訟における川口市の準備書面に記載された「欠陥」という表現については、平成30年1月に日本弁護士連合会が表明した「いじめ防止対策推進法に関する意見」の一部を引用して、この法律に関して種々の課題が指摘されていることを示そうとしたものであるとの回答を得た。
- 4 この件についてどのような指導・助言を行ってきたかについては、現在訴訟になっている川口市立中学校元生徒の事案は、法のいじめの定義を正確に認識した上で、いじめの事実があると思われる場合や、重大な被害が疑われる場合は、速やかに組織的な対応につなげることとなっている。また、被害児童生徒に対しては、法に則り必要な情報を適切に提供することになっており、これらの点に課題があったと考えている。市に対しては、事実関係などを確認していく中で、法令に則り適切に対応するよう指導・助言を行った。

諸井委員

改めて確認するが、県教育委員会の指導・助言に対して市教育委員会が従わなかった場合の関係は。

生徒指導課長

県教育委員会から市教育委員会に対する指導・助言は、一般的に「いじめ防止対策推進法」や「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」などにより行っているものであり、基本的には、法的拘束力のないものと理解している。ただ一方で、事実関係を確認していく中で、一つ一つ法律に照らし合わせ、どうであったのか、また、いじめに関しては、国の基本方針、重大事態に関するガイドラインが示されており、それらを示しながら市の理

解が得られるよう指導・助言をしている。

諸井委員

川口市の教育委員会は、法に欠陥があるとは主張していないということであったが、報道でも準備書面の内容について記載されている。報道の内容が事実誤認ということか。

生徒指導課長

委員指摘の川口市の主張は、日本弁護士連合会の意見書の記載を引用したものである。この準備書面は、川口市立中学校元生徒との間の損害賠償請求訴訟のものである。これについて川口市からは、いじめ防止対策推進法上のいじめの有無と損害賠償義務の有無の関係性を日本弁護士連合会の意見書や過去の判例などを引用して説明したものと、説明を受けている。なお、個々の主張、記事について適正かどうかについては、川口市と元生徒との間での訴訟であり、各々の主張の適否は司法が判断するものと考えられることから、コメントは控えさせていただく。

諸井委員

いじめが起きてしまうことは仕方がないと考えているが、重要なのは発生後の対応である。県教育委員会として、県内でいじめの事案が種々発生している中で、どのように考えているのか。文科省が実施しているいじめの認知件数の調査について、都道府県間で比較した際に、埼玉県はいじめの認知件数が少ない。また、各都道府県によってもバラつきがある。いじめの定義に関する認識について伺いたい。

生徒指導課長

まず、川口市の対応に課題があったことを踏まえ、他の市町村においても起こりうる問題について、県としての認識について答える。いじめに対し適切に対応していくためには、「いじめ防止対策推進法」の正しい理解が重要であると考えている。県が必要に応じて適切に指導・助言していくためには、できるだけ早い段階で、県へ情報を流すことも同時に大切だと考えている。県教育委員会としては、市町村などを集めた会議や教員の研修などを通じて、法の適切な理解や初期段階での情報提供の重要性をしっかり周知するとともに、必要な指導・助言を徹底していきたい。

次に、いじめの認知については、法律の定義の中で特に、一方が心身に苦痛を感じているというところも、重要なポイントであると理解している。したがって、埼玉県のいじめの認知件数が少ない中で、繰り返しの説明になるが、法律の定義をしっかり認識し、いじめを認知した上で、しっかり組織的な対応につなげるなど、解決を目指していくべきものと認識している。

井上委員

白根大輔議員の一般質問の答弁要旨を手元においているのだが、これをベースに質問する。国のガイドラインでは、いじめの疑いや申立てがあった場合は重大事態として捉えて対応するとあるが、これについて、今回の案件は重大事態として扱われていたのか、申立てはあったのか、川口市では過去に重大事態として扱った案件があるのか、埼玉県全体では重大事態が年間どのくらいあるのかについて伺う。

生徒指導課長

まず、この事案については、重大事態として扱われている。続いて、申立てというのは、被害生徒やその保護者からということと理解しているが、申立てはあった。川口市の重大事態の件数については、現在手元にデータはない。それから、平成29年度における埼玉県全体のいじめ重大事態の発生件数は、公立の小学校・中学校・高校・特別支援学校を合

わせて21件である。

井上委員

小松教育長は答弁の中で、「もう少し早い段階で重大事態として捉えていたら」と言っていたが、今回のケースが重大事態と認定されたタイミングはいつか。それから、川口市単独の件数は分からないということだが、埼玉県として21件と答弁があった。重大事態として見なされるべきかどうかということについてハードルが高いというのも分かっている。本当に困っている時に、重大事態と教育委員会が見なしてあげられるかどうかが大事だと思っている。県が今回の案件を重大事態だろうと感じたのはいつか。

生徒指導課長

この事案について、川口市で重大事態として捉えたタイミングは、被害生徒などから訴えがあった行為があった時期から、市が判断するまでに1年以上を要している。続いて、重大事態として捉えるハードルが高いという話があったが、法律又はガイドライン等によると、申立てがあって、いじめがあったと思われる場合、または重大事態と疑われる場合とされている。疑いがあると思われた時点で調査を開始することが重要だと考えている。その事実関係を確認する中で、学校や市町村教育委員会が、法律やガイドラインに示される重大事態だと判断した時点で、重大事態と判断されるものと理解している。従って、疑いが発生した時点で調査を開始することが大事だと理解している。

井上委員

時系列が分かってきたが、いじめと疑われる事態の発生、保護者からの申立て、市教育委員会がいじめを重大事態と見なす、この三段階があるとすれば、事態の発生と申立てまでの間はどのくらいあったのか。つまり、学校、教育委員会が自主的に疑いを持てたのか。それとも申立てがきっかけになったのか。

生徒指導課長

いじめが疑われる行為が発生したのち、被害生徒などから申立てがあったのが約4か月後である。その後調査などを行い、重大事態として認定したのは疑いの時点から1年以上後である。

井上委員

いじめはその4か月の間も継続していたと考えるのが自然だと思うが、申立てより早い段階で学校等が気付けなかったのかと思う。今回の件の検証も必要と考えるが、今後に向けて、県教育委員会としてどのようなスタンスをとるのか。それから、諸井委員から認知件数が少ないという話があった。千代田区立麹町中学校の工藤先生が、認知件数が大事なのではなく、発見し解消することが大事だと言っている。このいじめの認知件数の調査は、数を並べるということ以上に意味があると考えて行っていくことが必要だと思うが、どのように思うか。

生徒指導課長

先ほどの訂正だが、いじめが疑われる行為が発生したのち、申立てがあったのも1年以上後である。それから、県教育委員会としてどのようにしていくのかということについては、認知件数を増やすことが目的ではないと理解しており、認知をした上で解決に向かわせることが重要だと捉えている。また、法律に定められた定義を捉えた上で、疑いの時点で動き出すことが重要だと考えている。続いて、県と市町村との関係については、早い段階で相談や報告をもらえれば必要な助言等ができるので、連携を強化してできるだけ早く相談等をしてもらえるような関係を作ることが重要だと認識している。

井上委員

申立てから重大事態として認定されたまでどのくらいの期間があったのか。また、事態 の発生から申立てまでの期間が長い。この生徒を救うには、学校が疑いの時点から重大事 態だと仮定して動き出さなければ難しいと思うがいかがか。

生徒指導課長

申立てがあって、重大事態として捉えて動き出すまでに数か月要している。それから、いじめの定義に該当するからといって直ちに重大事態に該当するということではない。 重大事態に該当するのは、いじめに関係して心身等に重大な被害が生じた疑いがある場合、いじめに関係して不登校になったと疑われる場合である。従って、いじめの定義に該当したときに直ちに組織的に対応していくことが非常に重要である。初期の段階でしっかり止めること、それがすなわち重大事態につながらないものと理解をしている。法律の体系を含めて、定義をしっかり捉えることが重要だと考えている。

【所管事務に関する質問 (香害を受ける児童生徒への対応等について)】 高木委員

以前、一般質問でも取り扱った、香りの害「香害」についてである。空気中に放出され ている人工的な強い香り香料によって、化学物質過敏症を発症していると思われる児童生 徒がいる。児童生徒のこれからの成長、健康を守るため、また、こうした症状が発症した 児童生徒についても、学校で学ぶことが重要であると考えている。香りの害「香害」を受 ける児童生徒の対応について伺いたい。柔軟剤の中で香りの強いものに人気が出て、出回 るようになってから、様々な体の不調を訴える人が増えてきているという実態が生まれて いる。身体症状としては、頭痛、めまい、吐き気、意識障害、呼吸困難、皮膚症状などの 多岐に渡り、その人によって出てくる症状が違う。柔軟剤に使われている香料が、化学物 質で作られているわけだが、メーカーとしてこの物質の内容を発表していない。成分表示 されないというようなこともあり、症状と原因物質との因果関係が証明されていない。ま た、この香害について専門的に診断をできる医師の数も少ないということで、実態をつか むということが大変難しいのが、香害という症状であり、化学物質過敏症である。好みの 問題と捉える向きもあるが、私もこのことを一般質問で取り上げてから、当事者の方にお 会いする機会も増えた。本当にわずかな香料をつけている人がいるだけで、少しでもその 空気が流れてくると、本当に体の症状が急激にきつくなるという方にもお会いしている。 将来にわたって、子供たちがこのような事態に陥らないように、あるいは、既に発症して いる子供が学校で学べないというようなことがあっては大変なので、3点質問をしたい。

- 1 以前の一般質問で、香害に苦しむ児童生徒の把握はどのようにしているかという質問をした際、県内の小・中・高校において、保護者から提出された発育や健康状態等を記載する保健調査票において、化学物質過敏症の児童生徒を把握していると答弁を頂いた。化学物質過敏症について把握していることは分かったが、これら保健調査票から化学物質過敏症の内、香害を訴える児童生徒の総数が分かれば教えていただきたい。なかなか因果関係がつかめないことから、実態が分からないために、被害の状況が明らかにならない。こうした症状で苦しむ子が増えているのかどうか、あるいはそれが改善に向かっているのかということも大事だと思う。また、子供自身、自分の体に起きている症状が、香害による化学物質が原因と分かっていない者もいると思う。因果関係を含めての調査や対応が必要と思うが、いかがか。
- 2 香害で通学できなくなっている生徒はいないか。報道によると、教室には様々な柔軟

剤の香りが充満している。教室に入れない、あるいは学校に行けないという児童生徒の事例なども、テレビで紹介されていた。こうした児童生徒は、学校には行ったとしても別の部屋で、このプリントをやっておいてという対応しかされていない。勉強できないまま過ごすケースも紹介されていた。埼玉県で、学ぶ環境はきちんと確保されているのか伺う。

3 給食を配る際には、給食着を着用すると思うが、給食着を当番が回して着るというケースが多々ある。各家庭で洗濯するので、柔軟剤使用が当たり前になっている家庭もある。柔軟剤の強い香り成分で当番の時にそれを着て症状を悪化させるというケースも出ている。化学物質過敏症あるいは香害、こうした化学物質の影響を受けることを望まない子供については、各自で自分の給食着を持ち込むことを認めてほしい。また、共用のものについては、少なくとも柔軟剤だけは使用しないというルールを徹底させることが良いと思うがいかがか。

保健体育課長

- 1 今回、さいたま市を除く県内の全公立学校に対する調査を行った結果、小学校・中学校、高等学校、特別支援学校において、合計で20人いることが分かった。また、前回調査結果は保健調査票に基づいているとの答弁についてであるが、学校保健安全法施行規則第11条に規定されているように、保健調査票の提出のみならず、普段、日々の聞き取りを行うことも含めて把握している。また、前回の平成26年度調査は、個々人についての調査ではなく、化学物質過敏症の児童生徒がいる学校数を把握し、これらの学校に適切な対応を求めたものである。その際、香害を含めた化学物質過敏症の児童生徒が在籍する学校は34校であった。今回の調査では、44校と増えている。これは、平成29年に高木委員から御質問いただき、その後の啓発等によって、教職員の理解が進んだ結果ではないかと理解している。一方で因果関係については、医学的根拠や発症メカニズムが明らかではない。そのため、因果関係を含めた調査については、なかなか難しいところもある。今後も、児童生徒や保護者から申出があった場合には適切に対応をしていく。
- 2 香りの害で悩んでいる20人の在学している学校に聞き取り調査を行ったが、現在通 学できていない児童生徒はいない。各学校で、適切な対応をしていることが分かってい る。また、個別の対応が必要な生徒については、香りによるものだけではなく、その他 の心身の不調を訴える生徒等と同様に、特別な配慮をし、今後もしっかりと学習支援を していく。また、今後とも香害についての啓発、働き掛けを教職員に対して行っていく。
- 3 ルールを作るべきではないかということだが、このことで悩む児童生徒がいることについては、私どもも把握している。給食の主な現場になる小中学校においては、市町村の方で適切に対応していると認識しており、実際に対応を行っている市町村では、給食着の共有ではなく、個人のものを持ってきて構わないという具体例の確認が取れている。今後とも適切な対応が行われるよう、市町村教育委員会に働き掛けていく。

秋山委員

20人の調査についてはどのように実施したのか。

保健体育課長

化学物質を原因とする児童生徒で訴えがあった生徒がいないかを、さいたま市立を除く、 県内全公立学校に調査をし、その内から、香りの害、洗剤や柔軟剤・香水などにより配慮 を求めている児童生徒数を把握した。